

◎佐賀県条例第27号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後																										
<p>（災害危険区域内における建築物の建築の制限）</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）<u>第8条第1項</u>の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）については、適用しない。</p> <p>（仮設興行場等に対する特例）</p> <p>第29条 第2章、第3章、第4章及び第4章の2の規定は、<u>法第85条第5項</u>の規定による許可を受けた仮設興行場等については、適用しない。</p> <p>別表（第31条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付義務者</th> <th>手数料</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>34 <u>法第85条第5項</u>の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>34の2 <u>法第85条</u></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			納付義務者	手数料	額	1～33	略	略	34 <u>法第85条第5項</u> の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者	略	略	34の2 <u>法第85条</u>	略	略	<p>（災害危険区域内における建築物の建築の制限）</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）<u>第9条第1項</u>の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）については、適用しない。</p> <p>（仮設興行場等に対する特例）</p> <p>第29条 第2章、第3章、第4章及び第4章の2の規定は、<u>法第85条第6項</u>の規定による許可を受けた仮設興行場等については、適用しない。</p> <p>別表（第31条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付義務者</th> <th>手数料</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>34 <u>法第85条第6項</u>の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>34の2 <u>法第85条</u></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			納付義務者	手数料	額	1～33	略	略	34 <u>法第85条第6項</u> の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者	略	略	34の2 <u>法第85条</u>	略	略
納付義務者	手数料	額																											
1～33	略	略																											
34 <u>法第85条第5項</u> の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者	略	略																											
34の2 <u>法第85条</u>	略	略																											
納付義務者	手数料	額																											
1～33	略	略																											
34 <u>法第85条第6項</u> の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者	略	略																											
34の2 <u>法第85条</u>	略	略																											

改正前		改正後	
第5項の規定による小規模仮設興行場等（地階を除く階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下の建築物に限る。）の建築の許可を受けようとする者		第6項の規定による小規模仮設興行場等（地階を除く階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下の建築物に限る。）の建築の許可を受けようとする者	
34の3 法第85条第6項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	略	34の3 法第85条第7項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	略
35～39の3 略		35～39の3 略	
39の4 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可を受けようとする者	略	39の4 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可を受けようとする者	略

改正前		改正後	
39の5 法第87条 の3第6項の規定による建築物 の用途を変更して一時的に特別 興行場等として使用する ことの許可を受けようとする者	略	39の5 法第87条 の3第7項の規定による建築物 の用途を変更して一時的に特別 興行場等として使用する ことの許可を受けようとする者	略
40～42 略		40～42 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。